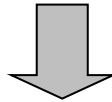


【母体保護法指定医師研修機関と連携施設の取り扱いについて】

前回(平成30年)の指定医更新時にお伝えいたしました指定医師研修連携施設登録の内容について、日本医師会や日本産婦人科医会での連携施設のとらえ方との相違がございましたので、あらためて千葉県での取り扱いについて、お知らせいたします。

・平成30年登録時の解釈 : A施設の指定医取得歴のない医師(非指定医)は、**所属する施設と連携しているB施設でのみ研修を認める**(裏・図1)



・現在の千葉県での解釈 : **BはAのどこか1施設と連携することにより**、指定医取得歴のない医師(非指定医)の研修をさせることができる(裏・図2)

A (指定医師研修機関) : 医育機関の附属施設、又は要件を満たす施設

B (連携施設) : 研修機関と連携することにより実地指導を行うことができる施設

なお、連携施設の申請については**新規登録(様式11)・更新(様式12)**のどちらも、両施設での合意の後、**研修機関にてお取りまとめいただき**、千葉県医師会へ直接提出してください。

【連携申請書提出の流れ(新規・更新共)】

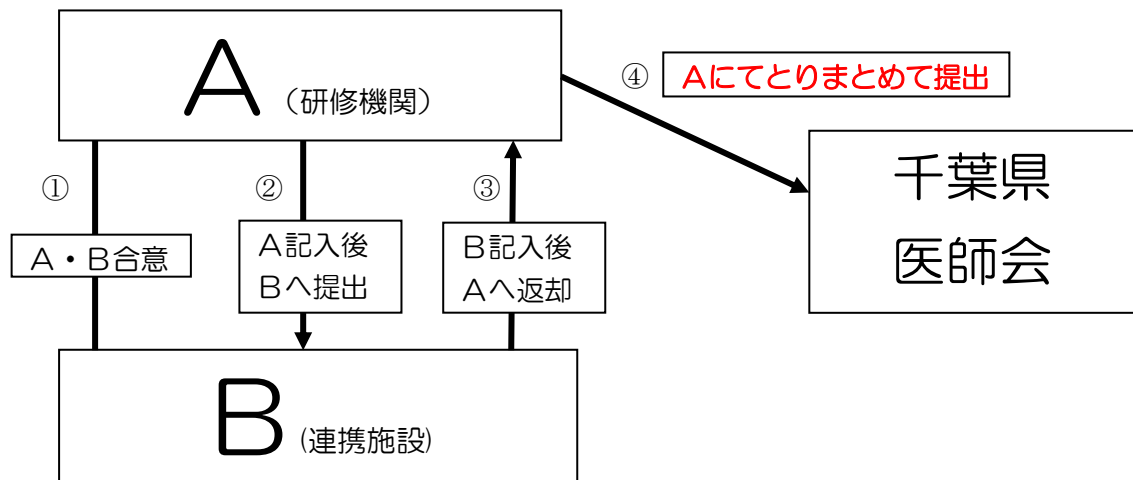


図 1)

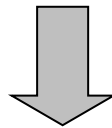
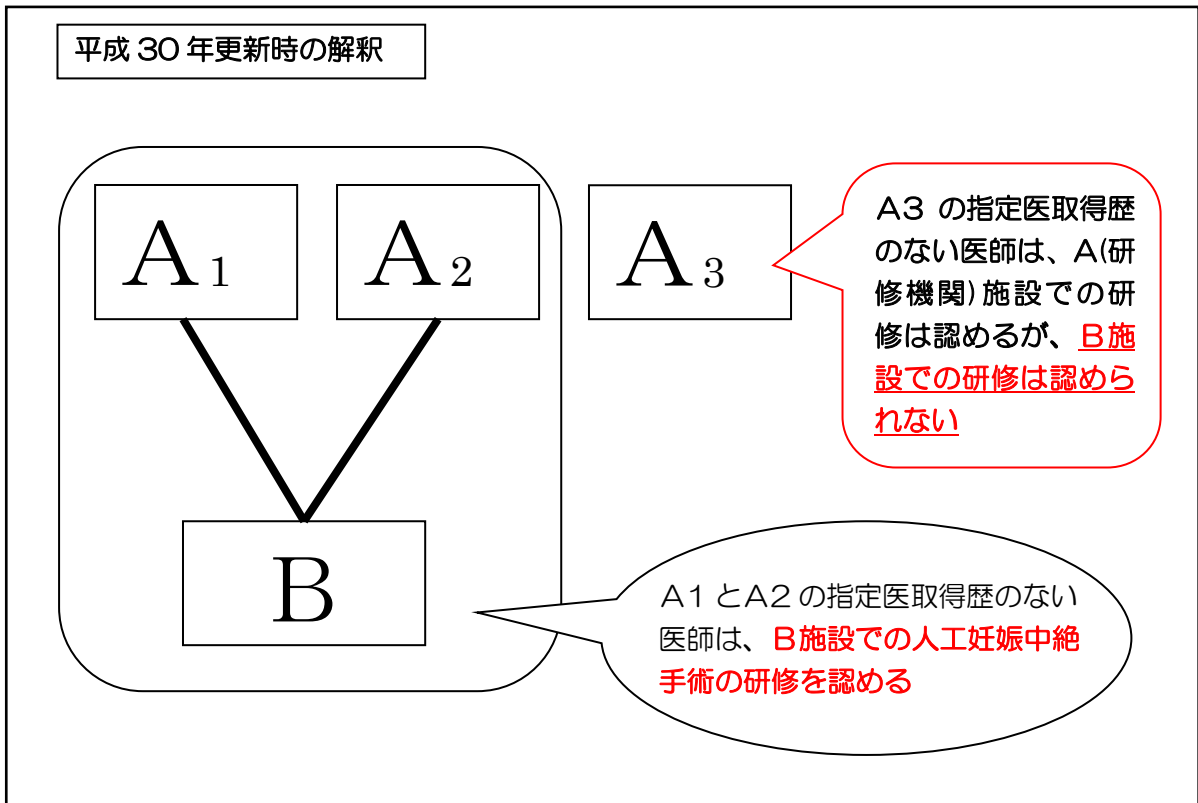
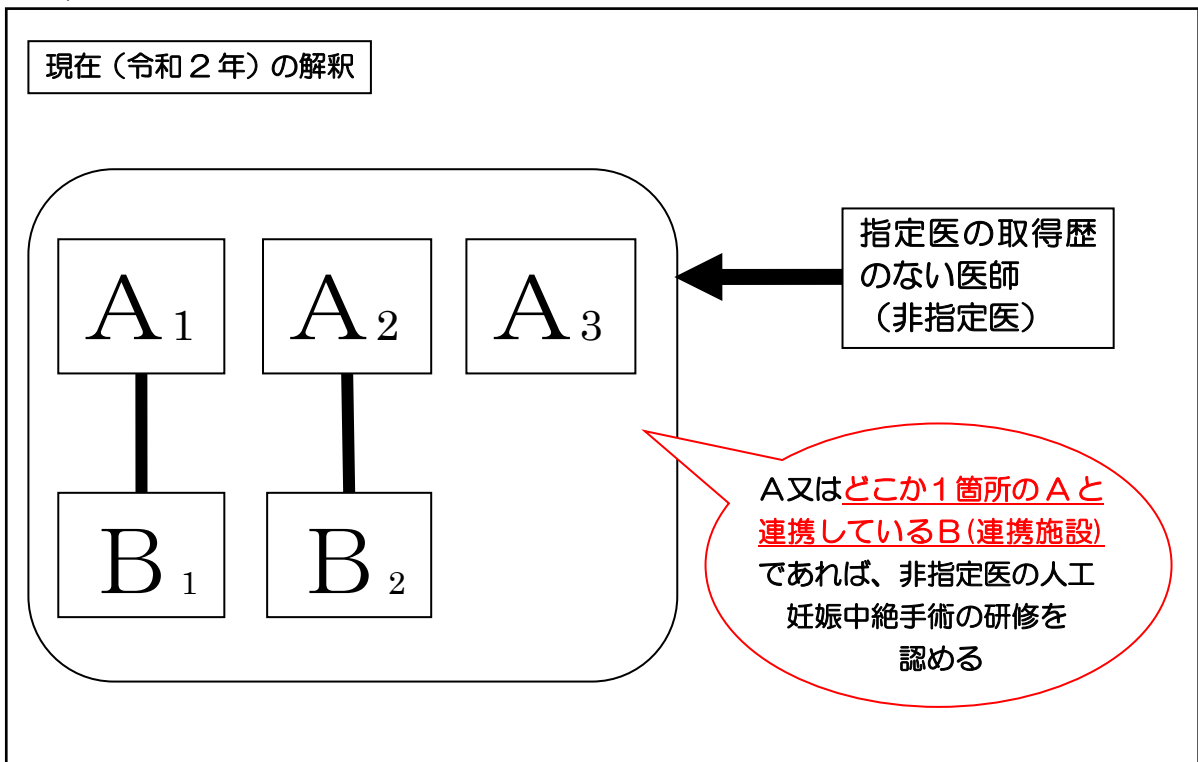


図 2)



公益社団法人千葉県医師会母体保護法指定医師指定規程【抜粋】
(平成 30 年 7 月 12 日理事会承認)

(2) 技 能

①医師免許取得後 5 年以上経過しており産婦人科の研修を 3 年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。

②研修期間中に、20 例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の現地指導を受けたもの。ただし、その内 10 例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修機関の連携施設(以下、「指定医師研修連携施設」という)で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

(中略)

(指定申請)

第 4 条 新たな指定医師の申請者は、次の各号に定める事項を整備し、第 10 条の規定による審査手数料を添えて、所属地区医師会を経由して又は直接、本会に申請するものとする。

(1) 母体保護法指定医師指定申請書(様式 1)

(2) 履歴書(様式 2)

(3) 医師免許証の写し

(4) 日本産科婦人科学会専門医認定証の写しまたは技能に関する主任指導医(第 11 条 2 号)の証明書(様式 3)

(5) **研修症例実施報告書(様式 13)**

(6) 診療施設の平面見取図及び手術用設備仕様、救急に対応できる医療器具の目録

(7) 申請者は審査委員会に出席し、面接審査を受けなければならない。

審査日に出席出来ない場合は審査委員 1 名以上との面接を要す。但し、所属地区医師会会長の意見書をもって面接審査にかえる事が出来る。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・省略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(研修機関及び連携施設)

第 11 条 指定医師の指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術 50 例以上(腹腔鏡手術を含める)、かつ分娩数 120 例以上を取り扱う施設で、2 名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件をみたす指定医師研修機関と連携することにより現地指導を行うことが出来る医療機関を指定医師研修連携施設として都道府県医師会に登録することができる。

(4) 研修機関の指定を求める場合は申請書(様式 9)を提出し、認可を受けるものとする。指定研修機関の指定期間は始期を 11 月 1 日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の 10 月 31 日までの 2 年間とする。

(5) 指定医師研修連携施設の登録を求める場合は申請書(様式 11)を提出し、認可を受けるものとする。指定医師研修連携施設の登録期間は始期を 11 月 1 日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の 10 月 31 日までの 2 年間とする。

(6) 研修機関の更新は申請書(様式 10)をもって申請し、審査するものとする。

(7) 連携機関の更新は申請書(様式 12)をもって申請し、審査するものとする。